

各保育・教育施設等設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

公定価格における「栄養管理加算」等の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政にご協力をいただきありがとうございます。

この度「公定価格に関する FAQ（よくある質問）Ver.16（令和 2 年 10 月 1 日時点版）」が内閣府より発出され、「栄養管理加算」「土曜日に閉所する場合の減算調整」についての詳細が示されました。

これを受け、令和 2 年度以降の取扱いについて次のとおりといたします。

1 栄養管理加算

栄養管理加算とは、食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算するもので、加算の算定に当たっては、栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により加算額を算出します。

栄養士の配置等の形態（「配置」「兼務」「嘱託」）について、詳細が示されたことを受け、運用を次のとおり改めます。

（1）栄養士の配置等の形態

現行	見直し後
<p>◆配置 本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合をいう。<u>（調理員と兼務している場合を除く）</u> ※派遣の場合を含む</p>	<p>◆配置 本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合をいい、「兼務」に該当する場合を除く。 <u>（注）「兼務」に該当する場合を除くとは、基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算の適用施設（施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている場合に限る）において雇用等される調理員を含む。）に当該栄養士が含まれていないことをいう。</u> ※派遣の場合を含む</p>
<p>◆兼務 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算の適用施設（施設</p>	<p>◆兼務 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算の適用施設（施設</p>

<p>内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている場合に限る)において雇用等される調理員を含む。)が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</p> <p>◆嘱託 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合等をいう。</p> <p>(例：法人本部で雇用し、<u>他施設を兼務する場合・調理業務を委託し、受託事業者</u>に栄養士がいる場合)</p>	<p>内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている場合に限る)において雇用等される調理員を含む。)が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</p> <p>◆嘱託 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合等をいう。</p> <p>(例：法人本部で雇用する場合 <u>(ただし、法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」(「兼務」に該当する場合を除く)となる。)</u>・調理業務を委託し、受託事業者に栄養士がいる場合)</p>
--	--

※下線部分が変更箇所

(2) 見直しに伴う各月の請求事務の対応について

別途発出する令和2年11月19日付け「公定価格における「栄養管理加算」の取扱いの変更に伴う過誤再請求について(依頼)」をご確認のうえ、ご対応ください。

2 土曜日に閉所する場合の減算調整

「土曜日に閉所する場合の減算調整」について、共同保育を実施する場合の取扱いの詳細が、次のとおり示されました。

<p>Q 土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施するが、B園の在籍児しか利用がない場合、保育の提供がないものとして閉所しているものと取り扱われるのでしょうか。</p>
<p>A 土曜日に閉所する場合の調整は、原則として、開所していても保育を提供していない場合(自園の子どもがいない状態)に適用されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、同様に閉所しているものと取り扱われます。当該事例については、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。</p>

(「公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver.16(令和2年10月1日時点版)」より)

これを受け、令和2年3月に発出した通知の内容を更新する形で、令和2年11月19日付こ保運第3321号「公定価格における『土曜日に閉所する場合の減算調整』について」を新たに発出しますので、併せてご確認ください。

担当：保育・教育運営課 運営指導係
電話 671-3564